

次に掲げるいずれかに該当する方が対象となります。

【1級】

1	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
2	一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
3	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの
4	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
5	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
6	両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
7	両上肢の全ての指を欠くもの
8	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
9	両下肢の機能に著しい障がいをもつもの
10	両下肢を足関節以上で欠くもの
11	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいをもつもの
12	前に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
13	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
14	身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【2級】

1	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
2	一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
3	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
4	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
5	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
6	平衡機能に著しい障がいをもつもの
7	そしゃくの機能を欠くもの
8	音声または言語機能に著しい障がいをもつもの
9	両上肢のおや指及びひとさし指または中指を欠くもの
10	両上肢のおや指及びひとさし指または中指の機能に著しい障がいをもつもの
11	一上肢の機能に著しい障がいをもつもの
12	一上肢の全ての指を欠くもの
13	一上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
14	両下肢の全ての指を欠くもの
15	一下肢の機能に著しい障がいをもつもの
16	一下肢を足関節以上で欠くもの
17	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
18	前に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
19	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
20	身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

特別障がい者手当 障がいの程度

次に掲げる（１）から（５）のいずれかに該当する方が対象となります。

（１）次の①～⑦のうち、二つ以上に該当する方

①	<ul style="list-style-type: none"> ・両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ・一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
②	両耳の聴カレベルが 100 デシベル以上のもの
③	<ul style="list-style-type: none"> ・両上肢の機能に著しい障がいをもつもの ・両上肢の全ての指を欠くもの ・両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
④	<ul style="list-style-type: none"> ・両下肢の機能に著しい障がいをもつもの ・両下肢を足関節以上で欠くもの
⑤	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいをもつもの
⑥	上記（１）の①から⑤に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が（１）の①から⑤と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
⑦	精神の障がいであって、上記（１）の①から⑥と同程度以上と認められる程度のもの

（２）上記（１）の①から⑦のいずれか一つに該当し、かつ、他の障がい部位に次の①～⑪のうち二つ以上に該当する方

①	<ul style="list-style-type: none"> ・両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ・一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
②	両耳の聴カレベルが 90 デシベル以上もの
③	平衡機能に極めて著しい障がいをもつもの
④	そしゃく機能を失ったもの
⑤	音声または言語機能を失ったもの
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ・両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・一上肢の機能に著しい障がいをもつもの ・一上肢の全ての指を欠くもの ・一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・一下肢の機能を全廃したもの ・一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
⑨	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
⑩	<ul style="list-style-type: none"> ・上記（２）の①から⑨に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が（２）の①から⑨と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする同程度のもの ・視覚障がいにおいては、ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの、または、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
⑪	精神の障がいであって、上記（２）の①から⑩と同程度以上と認められる程度のもの

（３）上記（１）の③から⑤のいずれか一つに該当し、かつ、日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度の方

（４）高度の内部障がいまたはその他の疾患を有する方で、絶対安静の方

（５）高度の精神障がいをもつ方で、日常生活に著しい制限を受ける方

障がい児福祉手当 障がいの程度

次に掲げる（１）から（１０）のいずれかに該当する方が対象となります。

(1)	両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
(2)	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
(3)	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
(4)	両上肢の全ての指を欠くもの
(5)	両下肢の用を全く廃したもの
(6)	両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの
(7)	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
(8)	<ul style="list-style-type: none">・上記（１）から（７）に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が（１）から（７）と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの・視覚障がいにおいては、両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの、または一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のものであり、かつ、両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したため、（１）と同程度以上と認められ、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
(9)	精神の障がいであって、上記（１）から（８）と同程度以上と認められる程度のもの
(10)	身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が上記（１）から（９）と同程度以上と認められる程度のもの



太線の左側は第1種身体障がい者、右側は第2種身体障がい者をさす。

4 級	5 級	6 級	7 級	備考
1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。)	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの		1 同一の等級について2つの重複する障がいがある場合は、一級上の級とする。ただし、2つの重複する障がいがある場合に指定されている場合は、その該当等級とする。 2 肢体不自由において、7級の障がいがあるのみでは手帳交付にならないが、7級の障がいがある場合又は6級以上の障がいと重複する場合は手帳交付の対象となる。 3 異なる等級について、2つ以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの				4 「指を欠くもの」とは、おや指については指節間関節(IP)その他の指については近位指節間関節(PIP)又はこれより近部を欠くものをいう。 5 「指の機能障がい」とは、中手指節間関節を含め、これより遠位部の障がいをいい、おや指については対立運動障がいを含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話言葉を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		※再認定について 1 ベースメーカー等を植え込みした人は手術後3年以内に再認定を実施。 2 肝臓機能障がいは症状によって再認定を実施。 3 上記以外の障がい3歳未満で手帳を取得した人は、原則5歳時に再認定を実施。
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい	平衡機能の著しい障がい			
1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を著しい障がい	1 両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	1 一上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 3 一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	
1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障がい 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障がい	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2 一下肢の機能の軽度の障がい 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
	体幹の機能の著しい障がい			
不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会における日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	
心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				

障がい者総合支援法の対象疾病一覽

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

第1条：障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定める特殊な疾病は、別表に掲げるものとする。

障がい者総合支援法の対象疾病一覽（376疾病）

番号	疾病名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	I g A腎症
4	I g G 4 関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1 p 36欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性肺炎
24	遺伝性鉄芽球形貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTRA 1 関連脳小血管病
33	HTLV-1 関連脊髄症
34	A T R - X 症候群
35	A D H 分泌異常症
36	エーラス・ダンロス症候群
37	エプスタイン症候群
38	エプスタイン病
39	エマヌエル症候群
40	MECP 2 重複症候群
41	LMNB1関連大脳白質脳症
42	遠位型ミオパチー
43	円錐角膜 ○
44	黄色靭帯骨化症
45	黄斑ジストロフィー
46	大田原症候群
47	オクシピタル・ホーン症候群
48	オスラー病
49	カーニー複合
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
51	潰瘍性大腸炎
52	下垂体前葉機能低下症
53	家族性地中海熱
54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
55	家族性良性慢性天疱瘡

○障がい者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

(令和7年4月1日時点)

番号	疾病名
56	カナバン病
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
58	歌舞伎症候群
59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
60	カルニチン回路異常症
61	加齢黄斑変性 ○
62	肝型糖原病
63	間質性膀胱炎(ハンナ型)
64	環状20番染色体症候群
65	関節リウマチ
66	完全大血管転位症
67	眼皮膚白皮症
68	偽性副甲状腺機能低下症
69	ギャロウェイ・モワト症候群
70	急性壊死性脳症 ○
71	急性網膜壊死 ○
72	球脊髄性筋萎縮症
73	急速進行性糸球体腎炎
74	強直性脊椎炎
75	巨細胞性動脈炎
76	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
77	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
79	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
80	筋萎縮性側索硬化症
81	筋型糖原病
82	筋ジストロフィー
83	クッシング病
84	クリオピリン関連周期熱症候群
85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
86	クルーゾン症候群
87	グルコーストランスポーター1欠損症
88	グルタル酸血症1型
89	グルタル酸血症2型
90	クロウ・深瀬症候群
91	クローン病
92	クロンカイト・カナダ症候群
93	痙攣重症型(二相性)急性脳症
94	結節性硬化症
95	結節性多発動脈炎
96	血栓性血小板減少性紫斑病
97	限局性皮質異形成
98	原発性肝外門脈閉塞症
99	原発性局所多汗症 ○
100	原発性硬化性胆管炎
101	原発性高脂血症
102	原発性側索硬化症
103	原発性胆汁性胆管炎
104	原発性免疫不全症候群
105	顕微鏡的大腸炎 ○
106	顕微鏡的多発血管炎
107	高I g D症候群
108	好酸球性消化管疾患
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
110	好酸球性副鼻腔炎
111	抗糸球体基底膜腎炎
112	後縦靭帯骨化症

番号	疾病名
113	甲状腺ホルモン不応症
114	拘束型心筋症
115	高チロシン血症1型
116	高チロシン血症2型
117	高チロシン血症3型
118	後天性赤芽球癆
119	広範脊柱管狭窄症
120	膠様滴状角膜炎ジストロフィー
121	抗リン脂質抗体症候群
122	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症
123	コケイン症候群
124	コステロ症候群
125	骨形成不全症
126	骨髄異形成症候群 ○
127	骨髄線維症 ○
128	ゴナドトロピン分泌亢進症
129	5p欠失症候群
130	コフィン・シリス症候群
131	コフィン・ローリー症候群
132	混合性結合組織病
133	鰓耳腎症候群
134	再生不良性貧血
135	サイトメガロウイルス角膜炎 ○
136	再発性多発軟骨炎
137	左心低形成症候群
138	サルコイドーシス
139	三尖弁閉鎖症
140	三頭酵素欠損症
141	CFC症候群
142	シェーグレン症候群
143	色素性乾皮症
144	自己貪食空胞性ミオパチー
145	自己免疫性肝炎
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
147	自己免疫性溶血性貧血
148	四肢形成不全 ○
149	シトステロール血症
150	シトリン欠損症
151	紫斑病性腎炎
152	脂肪萎縮症
153	若年性特発性関節炎
154	若年性肺気腫
155	シャルコー・マリー・トゥース病
156	重症筋無力症
157	修正大血管転位症
158	出血性線溶異常症
159	ジュベール症候群関連疾患
160	シュワルツ・ヤンベル症候群
161	神経細胞移動異常症
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
163	神経線維腫症
164	神経有棘赤血球症
165	進行性核上性麻痺
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
167	進行性骨化性線維異形成症
168	進行性多巣性白質脳症
169	進行性白質脳症

番号	疾病名
170	進行性ミオクローヌスてんかん
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
174	スタージ・ウェーバー症候群
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
176	スミス・マギニス症候群
177	スモン ○
178	脆弱X症候群
179	脆弱X症候群関連疾患
180	成人発症スチル病
181	成長ホルモン分泌亢進症
182	脊髄空洞症
183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
184	脊髄髄膜瘤
185	脊髄性筋萎縮症
186	セピアペリン還元酵素(SR)欠損症
187	前眼部形成異常
188	全身性エリテマトーデス
189	全身性強皮症
190	先天異常症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア
192	先天性核上性球麻痺
193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
194	先天性魚鱗癬
195	先天性筋無力症候群
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
197	先天性三尖弁狭窄症
198	先天性腎性尿崩症
199	先天性赤血球形成異常性貧血
200	先天性僧帽弁狭窄症
201	先天性大脳白質形成不全症
202	先天性肺静脈狭窄症
203	先天性風疹症候群 ○
204	先天性副腎低形成症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症
206	先天性ミオパチー
207	先天性無痛無汗症
208	先天性葉酸吸収不全
209	前頭側頭葉変性症
210	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)
211	早期ミオクローネー脳症
212	総動脈幹遺残症
213	総排泄腔遺残
214	総排泄腔外反症
215	ソトス症候群
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
218	大脳皮質基底核変性症
219	大理石骨病
220	ダウン症候群 ○
221	高安動脈炎
222	多系統萎縮症
223	タナトフォリック骨異形成症
224	多発血管炎性肉芽腫症
225	多発性硬化症/視神経脊髄炎
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○
227	多発性嚢胞腎
228	多脾症候群
229	タンジール病
230	単心室症
231	弾性線維性仮性黄色腫
232	短腸症候群 ○
233	胆道閉鎖症
234	遅発性内リンパ水腫
235	チャージ症候群
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
237	中毒性表皮壊死症
238	腸管神経節細胞減少症

番号	疾病名
239	TRPV4異常症
240	TSH分泌亢進症
241	TNF受容体関連周期性症候群
242	低ホスファターゼ症
243	天疱瘡
244	特発性拡張型心筋症
245	特発性間質性肺炎
246	特発性基底核石灰化症
247	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
248	特発性後天性全身性無汗症
249	特発性大腿骨頭壊死症
250	特発性多中心性キャッスルマン病
251	特発性門脈圧亢進症
252	特発性両側性感音難聴
253	突発性難聴 ○
254	ドラベ症候群
255	中條・西村症候群
256	那須・ハコラ病
257	軟骨無形成症
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
259	22q11.2欠失症候群
260	乳児発症STING関連血管炎
261	乳幼児肝巨大血管腫
262	尿素サイクル異常症
263	ヌーナン症候群
264	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
265	ネフロロン癆
266	脳クレアチン欠乏症候群
267	脳髄黄色腫症
268	脳内鉄沈着神経変性症
269	脳表ヘモジドリン沈着症
270	膿疱性乾癬
271	嚢胞性線維症
272	パーキンソン病
273	バージャー病
274	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
275	肺動脈性肺高血圧症
276	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
277	肺低換気症候群
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
279	バッド・キアリ症候群
280	ハンチントン病
281	汎発性特発性骨増殖症 ○
282	P C D H 19 関連症候群
283	PURA関連神経発達異常症
284	非ケトーシス型高グリシニン血症
285	肥厚性皮膚骨膜炎
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
288	肥大型心筋症
289	左肺動脈右肺動脈起始症
290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
292	ピッカースタッフ脳幹脳炎
293	非典型性溶血性尿毒症症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症
295	皮膚筋炎/多発性筋炎
296	びまん性汎細気管支炎 ○
297	肥満低換気症候群 ○
298	表皮水疱症
299	ヒルシュブルグ病(全結腸型又は小腸型)
300	VATER症候群
301	ファイファー症候群
302	ファロー四徴症
303	ファンコニ貧血
304	封入体筋炎
305	フェニルケトン尿症
306	フォンタン術後症候群 ○
307	複合カルボキシラーゼ欠損症

番号	疾病名
308	副甲状腺機能低下症
309	副腎白質ジストロフィー
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
311	ブラウ症候群
312	プラダー・ウィリ症候群
313	プリオン病
314	プロピオン酸血症
315	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
316	閉塞性細気管支炎
317	β-ケトチオラーゼ欠損症
318	ベーチェット病
319	ベスレムミオパチー
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
321	ヘモクロマトーシス ○
322	ヘリー病
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
324	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
325	片側巨脳症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
327	芳香族L-アミノ酸炭酸酵素欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
329	ホモシチン尿症
330	ポルフィリン症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群 マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
332	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多
333	巣性運動ニューロパチー
334	慢性血栓性肺高血圧症
335	慢性再発性多発性骨髄炎
336	慢性膵炎 ○
337	慢性特発性偽性腸閉塞症
338	ミオクローネー欠神てんかん
339	ミオクローネー脱力発作を伴うてんかん
340	ミトコンドリア病
341	無虹彩症
342	無脾症候群
343	無βリポタンパク血症
344	メーブルシロップ尿症
345	メチルグルタコン酸尿症
346	メチルマロン酸血症
347	メビウス症候群
348	免疫性血小板減少症
349	メンケス病
350	網膜色素変性症
351	もやもや病
352	モワット・ウイルソン症候群
353	薬剤性過敏症候群 ○
354	ヤング・シン普森症候群
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
357	4p欠失症候群
358	ライソゾーム病
359	ラスムッセン脳炎
360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
361	ランドウ・クレフナー症候群
362	リジン尿性蛋白不耐症
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
364	両大血管右室起始症
365	リンパ管腫症/ゴーハム病
366	リンパ管筋腫症
367	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
368	ルビッシュタイン・テイビ症候群
369	レーベル遺伝性視神経症
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
372	レット症候群
373	レノックス・ガストー症候群
374	ロウ症候群
375	ロスムンド・トムソン症候群
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

新潟市福祉タクシー利用助成事業 契約事業者一覧

【利用にあたっての留意事項】

※ 「新潟市福祉タクシー助成券」・「新潟市通院費タクシー助成券」を使用することができます。
併用する場合は下表の＜助成券の最大利用枚数について＞のとおりです。

＜助成券の最大利用枚数について＞

1回の乗車区間金額	最大利用可能枚数		合計
	福祉タクシー券	通院費タクシー券	
500円以上1,000円未満	0枚の時	1枚	1枚
	1枚の時	0枚	1枚
1,000円以上1,500円未満	0枚の時	2枚	2枚
	1枚の時	1枚	2枚
	2枚の時	0枚	2枚
	0枚の時	3枚	3枚
1,500円以上	1枚の時	2枚	3枚
	2枚の時	1枚	3枚
	3枚の時	0枚	3枚

※ 「新潟市福祉タクシー助成券」・「新潟市通院費タクシー助成券」は、乗車地または降車地のいずれか为新潟市にある場合に利用できます。

※ タクシーは地域ごとに営業区域が決まっていますので、乗車地域によってはご利用できないタクシー事業者があります。

※ ご利用のご予約・料金・運行の詳細等については、直接各事業者へお問い合わせください。

※ FAX予約、メール予約については、直前では対応できません。事前予約の場合のみメールでの予約を受け付けているところもありますので、各事業者へお問い合わせください。

※ この一覧表は、区・市外別に事業者名(五十音順)を掲載しています。

令和7年6月1日現在

区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号		FAX番号	メールアドレス・配車アプリ
北区	あやの介護タクシー	北区彩野	025-250-5020	080-1145-9899	—	—
	いろは介護タクシー	北区三軒屋町	090-7248-0168	—	—	—
	介護タクシーハチ	新潟市北区東栄町	080-7068-2875	—	—	—
	介護タクシー豆ちゃん	北区高森	025-386-8484	090-7943-1019	—	—
	介護福祉サーブスにじ	北区鳥屋	025-388-5804	0800-800-5946	025-388-5804	—
	太陽交通(株)	北区葛塚	025-387-4111	—	025-388-3339	—
	ハマタクシー(株)	北区松浜東町	025-259-2551	0120-67-2551	025-259-2777	—
	都タクシー(株)豊栄営業所	北区白新町	025-387-2004	—	025-387-2360	—

区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号	FAX 番号	メールアドレス・配車アプリ	
東区	あいケア新潟福祉搬送サービス	東区紫竹	025-271-0248	—	—	
	愛ケア新潟民間救急	東区紫竹	025-271-0248	090-3093-4640	—	
	あいらいん福祉サービス	東区下場本町	080-1323-0034	—	—	
	(有)アサイライフサポート	東区一日市	025-271-8599	025-271-8599	—	
	アスエル介護タクシー	東区向陽	025-385-7044	090-8217-9465	—	
	(有)東重機運輸 東タクシー	東区一日市	025-271-3053	—	025-271-9585	
	あんしん福祉移動サービス	東区下場本町	025-250-5006	090-2565-8799	—	
	Wel-File	東区船江町	025-282-1005	080-2376-8970	—	shu@welfare.co.jp
	介護タクシーこばやし	東区大形本町	090-2443-9062	—	025-384-4415	—
	介護タクシーてっちゃん	東区一日市	0800-800-4101	090-1213-7117	—	—
	介護福祉移送サービスあいサポート	東区古川町	0800-777-2234	—	—	—
	介護福祉タクシー-GROW	東区竹尾	025-256-8469	—	025-256-8462	—
	ケアタクシー和	東区河渡新町	0120-753-850	025-250-5910	025-278-7631	—
	テクノワークス	東区下木戸	025-385-6804	025-385-6803	025-385-6805	—
	新潟救急サービス	東区下場本町	025-250-5595	080-4465-8799	—	—
	福祉搬送いずも	東区海老ヶ瀬新町	080-1292-5548	—	—	—
	ヘルパーステーション社	東区中野山	025-278-7177	—	025-278-7178	firstmedicl@plum.plapla.or.jp
	Homeクリエイト	東区太平	025-288-6752	—	—	LINE公式アカウント@105iwwhj
	星野介護タクシー	東区末広町	025-273-2037	090-1420-3665	025-273-2037	887740fz@yahoo.ne.jp 配車アプリ(介護タクシー案内所)
	民間救急あんびにいがた(介護福祉タクシー)	東区江南	025-364-0123	—	—	info@gakufusha.com
四葉タクシー(有)	東区卸新町	025-279-4281	0800-800-4281	025-250-7428	information@yotsubataxi.com	
愛ふれあい介護タクシー	中央区上近江	0120-769-333	080-4433-9185	—	—	
アイリス介護福祉タクシー	中央区湖南	090-3093-3818	—	—	ken.ohitani@mocha.ocn.ne.jp	
阿部介護・福祉タクシー	中央区笹口	090-1691-5463	—	025-245-1744	—	
ウィルサポート	中央区鏡	070-4461-3566	—	—	—	
オーミ・ウォークアシスト	中央区女池	025-280-1277	—	025-280-1033	—	
介護タクシー茜	中央区白山浦	090-4017-4449	025-265-0896	025-265-0896	—	
介護タクシーGreen グリーン	中央区鳥屋野	090-1829-5805	025-285-0189	—	sakai3393@yahoo.co.jp	
介護タクシー空色	中央区高美町	090-3809-9202	—	025-288-1191	—	
空豆介護タクシー	中央区弁天橋通	070-3791-6020	—	—	—	

区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号	FAX 番号	メールアドレス・配車アプリ	
中央区	新潟市個人タクシー事業協同組合	中央区竜が島	025-241-4771	025-241-4772	—	
	新潟日の出タクシー	中央区神道寺南	025-249-2111	025-249-2112	—	
	はあとふる介護タクシー	中央区新島町通三ノ町	0120-980-753	—	—	
	はとタクシー(株)	中央区高志	025-287-1121	025-287-1124	—	
	万代タクシー(株)	中央区万代	025-247-5551	—	—	
	ひなた介護タクシー	中央区関屋田町	025-266-7718	0120-542-321	025-266-7718	
	福祉タクシー介楽	中央区堀割町	025-265-3959	090-8314-1622	025-311-1229	0vh1t01j78w167k@ezweb.ne.jp
	福祉タクシー本間	中央区大島	025-284-5104	090-6343-5104	—	—
	まるやま福祉タクシー	中央区株川岸通	080-3509-0345	—	—	—
	みけねこ介護タクシー	中央区古町通13番町	090-3343-9353	—	—	—
	都タクシー(株)本社営業所	中央区下所島	025-283-1139	—	025-284-0048	—
	RaMiNa ラミナー	中央区女池	080-4745-1122	—	025-333-0221	nijiro25@outlook.jp
	亀田介護サービス	江南区砂岡	090-2493-9970	025-381-6847	—	—
	(株)NK交通	江南区亀田大月	025-382-5222	—	—	NKタクシー配車アプリ
江南区	亀田ナース福祉タクシーはる	江南区亀田四ツ興野	090-4917-1193	—	nursetaxiharu@gmail.com ホームページ (http://nursetaxiharu.crayonsite.com)	
	新潟第一交通(株) 亀田営業所	江南区東船場	0120-830-307	—	—	
	みよし介護福祉タクシー	江南区亀田四ツ興野	025-381-1567	090-5560-9400	—	
	ゆうゆう福祉タクシー	江南区亀田水道町	025-384-0044	090-4841-0044	050-7559-1044	yuuyuu1178@me.com
秋葉区	介護タクシーすずらん	秋葉区中野	0250-25-7603	—	0250-25-7604	
	しあわせ交通(株)	秋葉区滝谷町	0250-22-0800	—	0250-24-0600	
	新興タクシー(株)	秋葉区滝谷町	0250-24-2822	—	0250-21-1290	
	(株)新潟福祉輸送サービス	秋葉区古田	0250-25-7730	090-8735-2776	—	—
	福祉介護タクシーケンちゃん	秋葉区新保	080-6503-5027	—	—	—
南区	白根タクシー	南区白根	025-372-2167	—	025-372-3153	info@izumi-group.jp
	太陽交通新潟(有) みなみ営業所	南区白根	025-372-8115	—	—	—
	新潟福祉交通	南区七軒	080-3560-2874	—	—	—
西区	アース介護タクシー	西区金巻	0120-786-008	080-3389-4378	025-379-0559	—
	(有)アペール	西区寺尾東	025-239-4702	090-7257-8124	—	—
	いちごの実 介護タクシー	西区寺尾前通	0800-800-2891	—	025-266-1138	taxi@m-ito.co.jp

区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号		FAX 番号	メールアドレス・配車アプリ
			080-1259-7773	080-8918-7940		
西区	介護タクシーさくらリムジン	西区寺尾西	080-1259-7773	—	—	—
	介護タクシーつくし	西区上新栄町	025-201-8483	080-8918-7940	025-260-2294	contact@tsukushi-caretaxi.com ホームページ (http://www.tsukushi-caretaxi.com) から予約可
	介護タクシー二人三脚	西区立仏	0800-800-2395	025-377-4609	025-378-8588	kaigo-taxi2239@blue.ocn.ne.jp
	ケア・あんぶれら(株) リーベ善久	西区善久	025-370-1117	—	025-211-2011	—
	さいとう介護タクシー	西区坂井東	0800-123-3110	080-9808-3110	025-311-6782	saito_kaigo.taxi@ezweb.ne.jp
	太陽交通新潟(有) こばり営業所	西区西有明町	025-201-5456	—	—	—
	太陽交通新潟(有) 本社営業所	西区小新南	025-201-5456	—	—	—
	DIG Welfare Taxi	西区五十嵐2の町	025-261-1303	090-1663-1054	—	info@dig-wt.com
	新潟介護タクシー	西区五十嵐3の町	070-5582-8008	—	—	niigatakaigotaxi@gmail.com
	新潟第一交通(株)	西区鳥原	0120-830-307	—	025-377-7013	—
	新潟第一交通(株) 小針営業所	西区小針	0120-830-307	—	—	—
	ひだまり介護タクシー	西区寺尾西	080-5510-5808	025-269-5716	025-269-5716	—
	(一社)ファミリーハウスM&S オウルタクシー	西区五十嵐2の町	025-311-6624	—	—	—
	福祉タクシーところ	西区寺尾前通	090-1422-1556	025-378-3566	—	—
	堀川福祉タクシー	西区善久	025-379-3004	090-3312-0645	025-377-1439	—
	都タクシー(株)寺尾営業所	西区寺尾東	025-283-1139	—	025-284-0048	—
	曾根タクシー(株)	西浦区鮎	0256-88-3138	—	0256-88-3139	—
(株)燕タクシー 中之口営業所	西浦区三ツ門	025-375-5858	—	—	—	
はなまる福祉タクシー	西浦区榎島	090-2241-9190	—	0256-78-8837	—	
福祉タクシーさくら	西浦区羽黒	025-378-4616	—	025-378-4616	mami1055@gmail.com	
まさタクシー(有)	西浦区巻甲	0256-76-2525	—	0256-72-3290	—	
弥彦タクシー(株) 和納営業所	西浦区和納	0256-82-3212	—	0256-82-5078	—	
新潟地区個人タクシー協同組合	中央区東幸町	各事業者へ予約	—	—	—	
日個連新潟個人タクシー協同組合	東区空港西	各事業者へ予約	—	—	—	
日の丸観光タクシー(株)	三条市東三条	0256-35-5555	—	0256-32-6910	—	
介護タクシーらくり	新潟市新栄町	0800-080-3210	—	—	—	
(株)下越タクシー	新潟市豊町	0254-22-4714	—	0254-22-4911	—	
新潟田観光タクシー(株)	新潟市小舟町	0254-22-3188	—	—	—	
太陽交通新潟田中央	新潟市市中田町	0254-22-1166	—	0254-26-3339	—	

区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号		FAX 番号	メールアドレス・配車アプリ
新潟市外	加茂タクシー(有)	加茂市駅前	0256-52-0230	—	—	—
	スマイルケア介護タクシー事業部	加茂市陣ヶ峰	0800-777-8800	090-6459-2950	0256-52-4685	—
	あすなろ介護タクシー	燕市笈ヶ島	0256-97-6600	090-2532-9150	0256-97-6600	hammers4628ch@gmail.com シヨートルメール(090-2532-9150)
	介護タクシーKBライナー	燕市吉田大保町	080-9535-6357	—	—	kb-liner@outlook.com LINE対応(08095356357)
	(株)中央タクシー	燕市道金	0256-63-4702	—	0256-64-5901	—
	(株)燕タクシー	燕市秋葉町	0256-62-6101	—	0256-64-4828	—
	あんしんタクシー	五泉市赤海	0250-41-0077	0250-42-6161	0250-43-7337	info@izumi-group.jp
	ごせん介護タクシー	五泉市四ッ屋新	0250-43-5111	—	—	—
	ニット介護タクシー	五泉市石曾根	0250-58-1253	090-1374-8330	0250-58-1253	—
	みどりハイヤー(株)	五泉市木越	0120-43-2323	—	—	—
	五頭タクシー(株)	阿賀野市下条町	0250-62-4444	—	—	—
	サンポウ福祉タクシー	阿賀野市緑岡	070-4128-1234	—	—	—
	とまと介護タクシー	阿賀野市若葉町	090-3114-1112	—	—	—
	はくらくタクシー	阿賀野市学校町	0250-62-2897	070-2172-8989	—	—
	(株)聖籠タクシー	聖籠町東港	0120-45-2552	025-256-2552	—	—
	ハートケアドライブ	関川村大字深沢	090-4527-6284	—	—	—

大型(中型含む)・小型(普通) リフト付等タクシ-を運行している契約事業者一覧

- 1 大型車等運賃で運行しているリフト付等タクシ-事業者
 「新潟市福祉タクシ-助成券」・「新潟市通院費タクシ-助成券」・「新潟市リフト付タクシ-利用券」を使用することができます。
- 2 小型(普通)車運賃で運行しているリフト付等タクシ-事業者
 「新潟市福祉タクシ-助成券」・「新潟市通院費タクシ-助成券」を利用することができます。「新潟市リフト付タクシ-利用券」は利用できません。

【利用にあたっての留意事項】

- ※ 「新潟市福祉タクシ-助成券」・「新潟市通院費タクシ-助成券」は、1回の乗車につき併せて3枚まで利用することができます。併用する場合は右表の<助成券の最大利用枚数について>のとおりです。
- ※ 「リフト付タクシ-利用券」は、リフト付タクシ-料金(大型車等料金設定)と同じ距離を小型(普通)車で運行した場合の料金との差額を助成します。
- ※ 乗車地または降車地のいずれかが新潟市にある場合に利用できます。
- ※ タクシ-は地域ごとに営業区域が決まっていますので、乗車地域によってはご利用できないタクシ-事業者があります。
- ※ ●は可能。▲は要相談。空欄は不可となります。
- ※ 車いすの大きさによってはご利用できない場合もあります。ご利用のご予約・料金・運行の詳細等については、直接各事業者へお問い合わせください。
- ※ リフト付等タクシ-は基本予約制となります。詳しくは各事業者に直接お問い合わせください。
- ※ FAX予約、メール予約については、直前では対応できない場合があります。事前予約のみメールでの予約を受け付けているところもありますので、各事業者へお問い合わせください。
- ※ この一覧表は、区・市外別に事業者名(五十音順)を掲載しています。

<助成券の最大利用枚数について>

1回の乗車区間金額	最大利用可能枚数		合計
	福祉タクシ-券	通院費タクシ-券	
500円以上1,000円未満	0枚の時	1枚	1枚
1,000円以上1,500円未満	1枚の時	0枚	1枚
	0枚の時	2枚	2枚
1,500円以上	1枚の時	1枚	2枚
	2枚の時	0枚	2枚
	0枚の時	3枚	3枚
1,500円以上	1枚の時	2枚	3枚
	2枚の時	1枚	3枚
1,500円以上	3枚の時	0枚	3枚

令和7年6月1日現在

区	タクシ-名	営業所	電話番号	FAX番号	メールアドレス・配車アプリ	通常運行時間	通常運行時間外の運行	24時間対応	土・日・祝日の運行	年中無休	定休日	ヘルパー従事	大型(中型含む)				小型(普通)	
													車両を複数台所有している	電動車いす	普通車いす	ろくろ	電動車いす	普通車いす
北区	あやの介護タクシ-	北区彩野	025-250-5020 080-1145-9899	-	-	0:00~24:00	●		●	●	なし	●	●	●	●	●	●	●
	いろは介護タクシ-	北区三軒屋町	090-7248-0168	-	-	8:00~18:00	▲		●		日曜	●						▲
	介護タクシ-ハチ	新潟市北区東栄町	080-7068-2875	-	-	7:00~18:00	▲	▲	●	●	なし	▲				●	●	
	介護福祉サービスに	北区鳥屋	025-388-5804 0800-800-5946	025-388-5804	-	-	8:00~17:00	▲	▲	▲	日曜	●	●	●	●	●	●	●

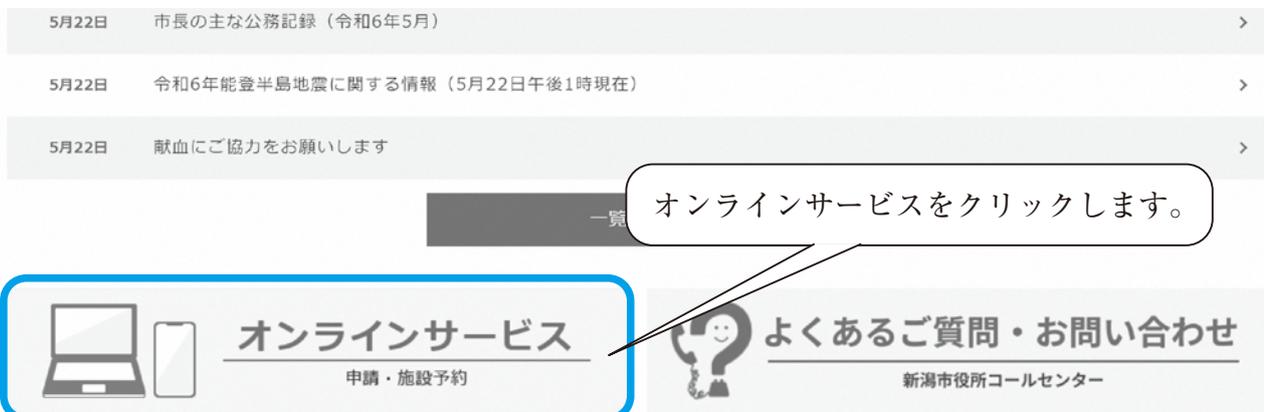
区	タクシー名	営業所 所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス・配車アプリ	通常運行時間	通常運行 時間外の 運行	24時間 対応	土 祝日の 運行	年中無 休	定休日	ヘル パー 従事	大型(中型含む)				小型(普通)			
													車を複 数台所有 している	スレシ チャイ	電動 車いす	普通 型車いす	車を複 数台所有 している	スレシ チャイ	電動 車いす	普通 型車いす
西区	介護タクシーつくし	西区上新栄町	025-201-8483 080-8918-7940	025-260-2294	contact@tsukushi-caretaxi.com ホームページ (http://www.tsukushi-caretaxi.com) から予約可	8:00~ 18:00	▲	▲	▲		日曜、 祝日	▲		▲	●	●				
	介護タクシー二人三脚	西区立仏	0800-800-2395 025-377-4609	025-378-8588	kaigo-taxi2239@blue.ocn.ne.jp	8:00~ 17:30	▲	▲	▲		日曜、 祝日				●	●				
	ケア・あぶれら(株) リーベ善久	西区善久	025-370-1117	025-211-2011	—	8:00~ 17:00	▲	▲	▲	▲	日曜	●								●
	さいとう介護タクシー	西区坂井東	0800-123-3110 080-9808-3110	025-311-6782	saito_kaigo.taxi@ezweb.ne.jp	0:00~ 24:00	▲	●	●	●	なし	●			●	●				
	DIG Welfare Taxi	西区五十嵐 2の町	025-261-1303 090-1663-1054	—	info@dig-wt.com	8:00~ 18:00	▲	▲	▲	▲	日曜	●								●
	新潟第一交通(株)	西区鳥原	0120-830-307	025-377-7013	—	0:00~ 24:00	▲	▲	▲	▲	なし	▲				●				▲
	新潟第一交通(株) 小針営業所	西区小針	0120-830-307	—	—	0:00~ 24:00	▲	▲	▲	▲	なし	▲				●				▲
	ひだまり介護タクシー	西区寺尾西	080-5510-5808 025-269-5716	025-269-5716	—	8:00~ 18:00	▲	▲	▲	▲	日曜	●				▲	●			
	(一社)ファミリーハウスM&S オウルタクシー	西区五十嵐 2の町	025-311-6624	—	—	8:00~ 17:00	▲	▲	▲	▲	月曜、 日曜	●								●
	福祉タクシー ころろ	西区寺尾前通	090-1422-1556 025-378-3566	—	—	7:00~ 18:00	▲	▲	▲	▲	日曜、 祝日	●				●	●			
堀川福祉タクシー	西区善久	025-379-3004 090-3312-0645	025-377-1439	—	8:30~ 17:30	●	●	▲	▲	▲	▲								●	
(株) 燕タクシー 中之口営業所	西浦区三ツ門	025-375-5858	—	—	8:30~ 17:30	▲	▲	▲	▲	なし					▲	▲			●	
はなまる福祉タクシー	西浦区横島	090-2241-9190	0256-78-8837	—	8:00~ 18:00	▲	▲	●	●	不定 休						●	●			
福祉タクシー さくら	西浦区羽黒	025-378-4616	025-378-4616	mami1055@gmail.com	8:10~ 18:00	▲	▲	●	●			●							●	
まきタクシー(有)	西浦区巻甲	0256-76-2525	0256-72-3290	—	9:00~ 13:00	▲	▲	▲	▲	不定 休									●	
日の丸観光タクシー(株)	三条市東三条	0256-35-5555	0256-32-6910	—	8:00~ 17:00	▲	▲	▲	▲	▲	▲								●	
介護タクシー らっくり	新発田市新栄町	0800-080-3210	—	—	9:00~ 18:00	▲	▲	▲	▲	日曜									●	
(株) 下越タクシー	新発田市豊町	0254-22-4714	0254-22-4911	—	8:00~ 22:00	▲	▲	▲	▲	なし		▲			●	●			●	
加茂タクシー(有)	加茂市駅前	0256-52-0230	—	—	8:30~ 16:00	▲	▲	▲	▲	なし		●							●	
スマイルケア介護タクシー 事業部	加茂市陣ヶ峰	0800-777-8800 090-6459-2950	0256-52-4685	—	7:00~ 19:00	●	●	●	●	なし		●							●	
あすなろ介護タクシー	燕市笈ヶ島	0256-97-6600 090-2532-9150	0256-97-6600	hammers4628ch@gmail.com ショームメール(090-2532-9150)	6:00~ 24:00	▲	▲	▲	▲	なし		●			●	▲			●	
介護タクシー KBライナー	燕市吉田大保町	080-9535-6357	—	—	8:00~ 17:00	▲	▲	▲	▲	土曜、 日曜、 祝日									●	
(株) 燕タクシー	燕市秋葉町	0256-62-6101	0256-64-4828	—	8:30~ 17:30	▲	▲	▲	▲	なし					●	▲			●	

様式のダウンロード方法

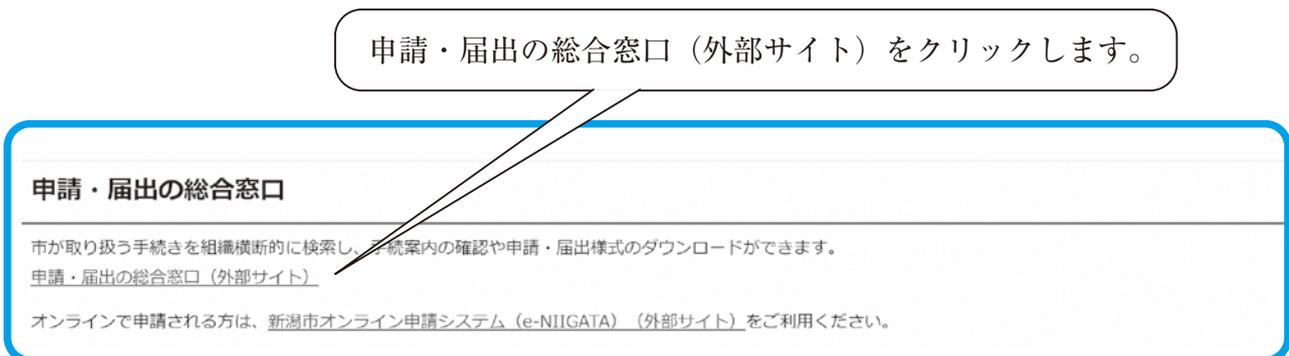
①新潟市役所ホームページ <https://www.city.niigata.lg.jp/> のトップページを開きます。



②下方向に少しスクロールし、「オンラインサービス」をクリックします。

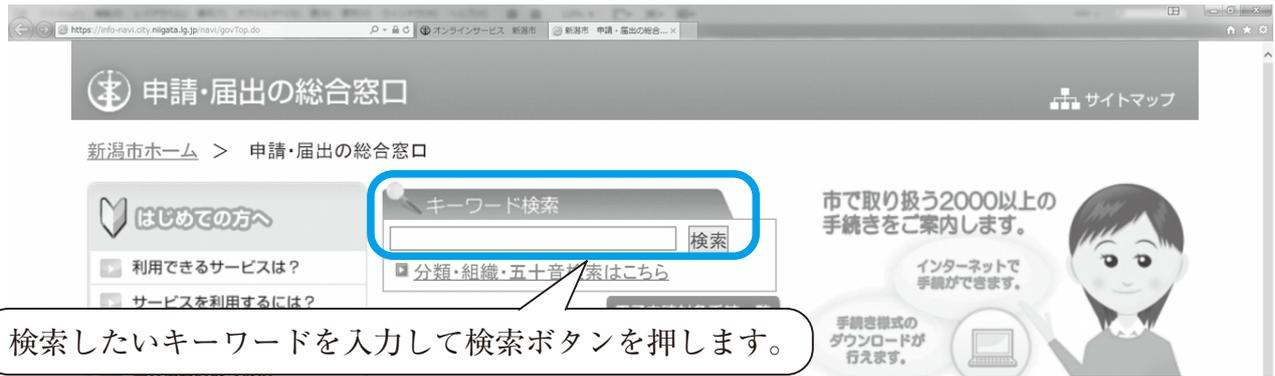


③「申請・届出の総合窓口（外部サイト）」をクリックします。

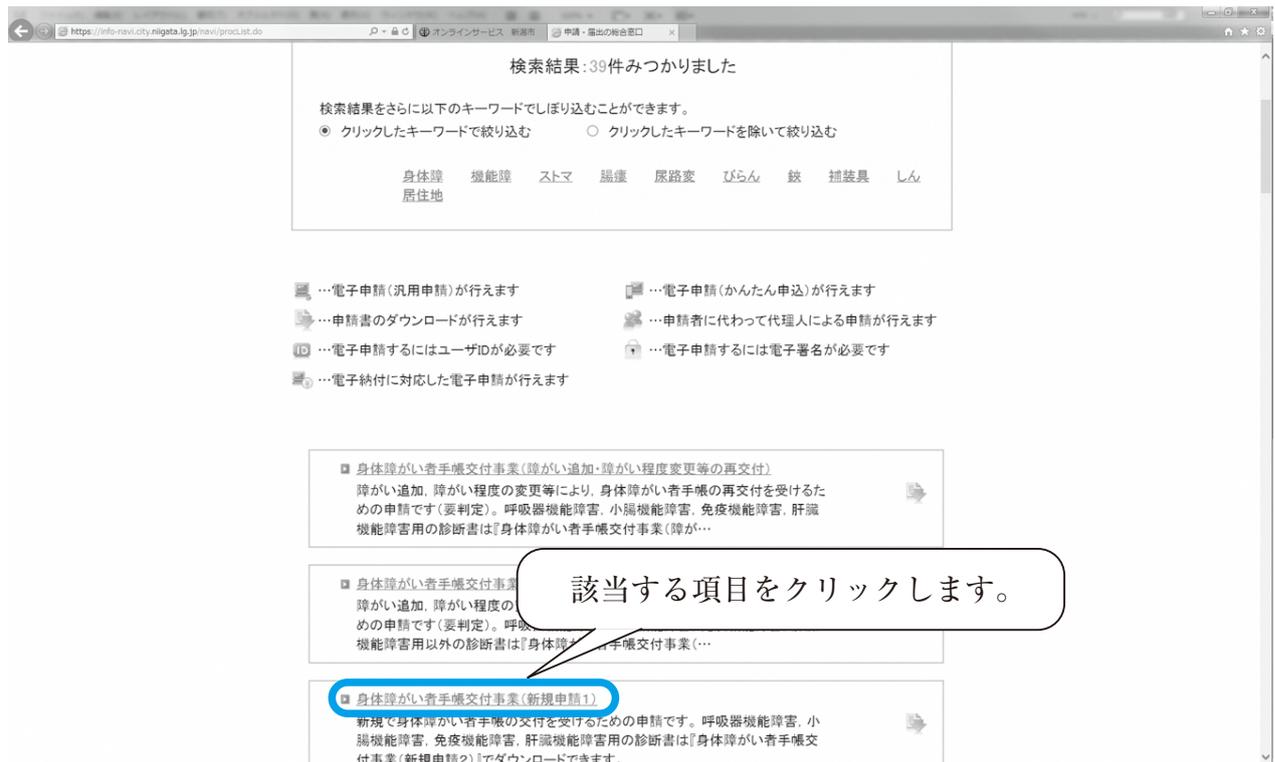


※「申請・届出の総合窓口」は、令和8年3月までご利用いただけます。
4月以降の様式掲載・ダウンロード方法については、別途、新潟市ホームページなどでお知らせします。

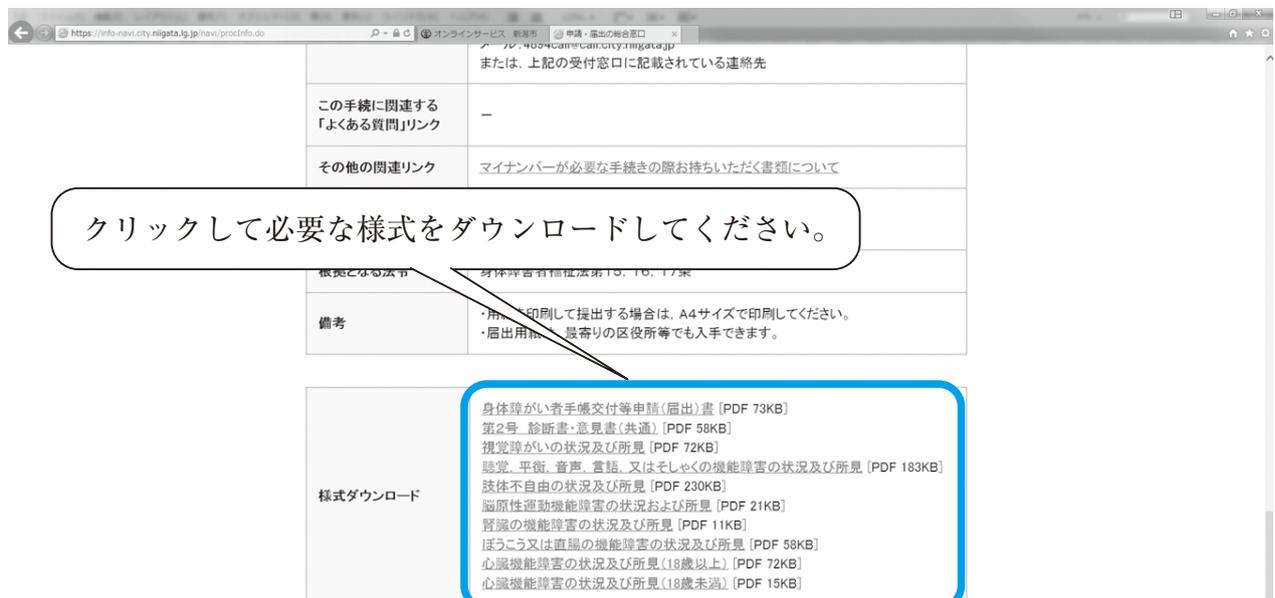
④キーワード検索欄に検索したい内容を入力します。例えば「身体障がい者手帳」と入力して検索してください。



⑤関連する情報が検索されます。該当するものをクリックします。



⑥概要・内容・手続方法等が表示されます。該当の様式が表示ページの一番下にありますのでダウンロードしてください。



障がいに関する各種マークの紹介

障がいのある方に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークがあります。これらは、国際的に定められたものや、各障がい者団体が独自に提唱しているものもあります。

これらのマークを正しく理解して、ノーマライゼーション社会の実現を目指しましょう。



障がい者のための国際シンボルマーク

このマークは、障がいのある方が容易に利用できる建物、施設であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。

マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

車いすに乗った人を図式化したものですが、車いす利用者に限らず、すべての障がい者を対象としています。



身体障がい者標識（四つ葉マーク）

このマークは、肢体不自由の障がいのある方が運転する自動車であることを示しています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行うことは、道路交通法で禁止されています。

このマークの表示については、道路交通法で努力義務となっています。



視覚障がい者の国際マーク

このマークは、世界盲人連合（WBU）が1984年に定めた世界共通の国際シンボルマークです。

WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない。」としています。

横断歩道で、マークがついた歩行者用信号ボタンを押すと、安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。



身体障害者補助犬（ほじょ犬）マーク

このマークは、身体障害者補助犬同伴の啓発のために、施設や店などの入り口に貼るマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。

身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関はもちろん、デパート・ホテル・レストランなどの一般的な施設でも、補助犬を自由に同伴できるようになっています。



耳マーク（聴覚障がい者のシンボルマーク）

このマークは、聞こえが不自由なことを表すマークです。

耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えられました。

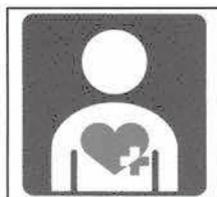
耳の不自由な方と話すときは、「はっきりと口元を見せて話す」、「筆談をする」などの配慮をお願いします。



オストメイトマーク

このマークは、人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）を示すシンボルマークで、オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入り口や、案内誘導プレートなどに表示されます。

「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。



ハート・プラスマーク

このマークは、身体内部に障がいのある方を示すシンボルマークで、内部障がいの方が自発的に使用するものです。

内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、免疫、肝臓機能）のある方は、外見からわかりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

このマークを着用している方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮をお願いします。



聴覚障がい者標識（蝶々マーク）

このマークは、聴覚に障がいのある方が運転する自動車であることを示しています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行うことは、道路交通法で禁止されています。

このマークは道路交通法で、表示することが義務付けられています。



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

このマークは、白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。



障害者雇用支援マーク

このマークは、公益財団法人ソーシャルサービス協会が在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業・団体に対して付与する認証マークです。

障害者雇用支援マークが企業側と障がい者の橋渡しになるよう、ご協力をお願いします。



ヘルプマーク

このマークは、援助や配慮が必要な方のためのマークで、東京都が作成しました。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方から援助や配慮を得やすくなるよう作成されたものです。

マークを着けた方が困っているのを見かけた際は、思いやりのある行動をお願いします。



介護マーク

このマークは、障がい者・高齢者等に関係なく、介護をする方が介護中であることを周囲に理解していただくためのマークで、静岡県が考案しました。

外出先でこのマークを見かけたら、介護中であることを理解くださいますようお願いいたします。

令和7年度 所得制限限度額表

(単位 千円)

本人・扶養義務者の別		扶養親族人数	限度額 (所得金額)			収入額
手当種別	老人扶養親族数					
	0人		1人	2人		
本人	A 特別児童扶養手当 * 受給者 (障がい児の父または母) 特定扶養親族 1人当たり250加算	0人	4,596			6,420
		1人	4,976	5,076		6,862
		2人	5,356	5,456	5,556	7,284
		3人	5,736	5,836	5,936	7,707
		4人	6,116	6,216	6,316	8,129
		5人	6,496	6,596	6,696	8,546
		* 6人以上：1人当たり380を加算				
	B 重度障がい者医療費助成 (マル障) 障がい児福祉手当 特別障がい者手当 介護見舞金 (*障がい者本人) 特定扶養親族 1人当たり250加算	0人	3,604			5,180
		1人	3,984	4,084		5,656
		2人	4,364	4,464	4,564	6,132
		3人	4,744	4,844	4,944	6,604
		4人	5,124	5,224	5,324	7,027
		5人	5,504	5,604	5,704	7,449
* 6人以上：1人当たり380を加算						
配偶者・扶養義務者	C 上記手当共通 * 特別児童扶養手当の場合は、受給者(障がい児の父または母)の扶養義務者となる。 介護見舞金は受給者(障がい者を介護する保護者)と障がい者の扶養義務者となる。	0人	6,287			8,319
		1人	6,536	6,536		8,586
		2人	6,749	6,809	6,809	8,799
		3人	6,962	7,022	7,082	9,012
		4人	7,175	7,235	7,295	9,225
		5人	7,388	7,448	7,508	9,438
		* 6人以上：1人当たり213を加算				

(平成14年8月1日改正)

(注) 収入額は、限度額(所得金額)に各種控除相当額を加算して算出した参考値です。



FAX 119

じゅうしょ
住所

く
区

なまえ
名前



きゅうきゅう

救急です



かじ

火事です

だれが?

才

男

女

どうした?

しゅわつうやくしゃ はげん ひつよう
手話通訳者の派遣が必要?

ひつよう
必要

ふよう
不要

なに も
何が燃えている?

に おく ひと
逃げ遅れた人が

いる ・ いない



火災などの問い合わせ 025-285-1119 (テレホンガイド)



新潟市消防情報サイト <https://niigata119.city.niigata.lg.jp/>



き はな むずか かた
聴くことや話すことが難しい方のための

ねっと きんきゅうつうほう
NET119緊急通報システム

ねっと でんわ つうほう むずか かた つく あたら
NET119は、電話で通報することが難しい方のために作られた新しい

ぎょうせい けいたいでんわ りょう
行政サービスです。スマートフォンや携帯電話を利用して、

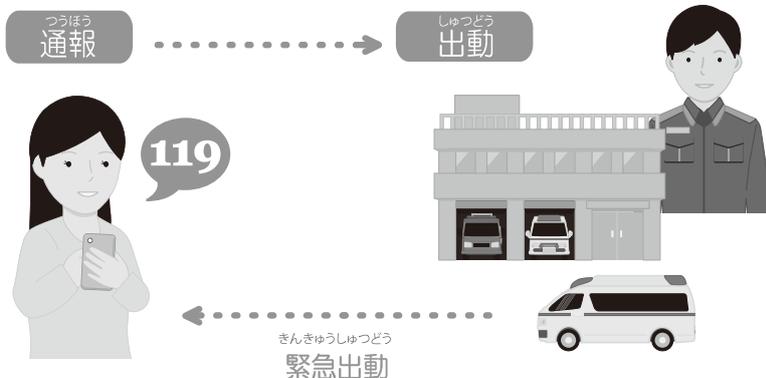
じたく がいしゅつさき ばん つうほう
自宅だけでなく外出先からも119番に通報することができます。

じぶん いち しょうぼう つた
また、自分の位置を消防に伝えることができます。



りょうりょうきん むりょう
ご利用料金：無料

通信料金（パケット料）は別途必要です。



りょう かた
ご利用いただける方

- 新潟市に在住又は在勤・在学している方
- 音声の聞き取り、発話が難しい方

しょう しゃてちょう こうふ う ひつよう
※障がい者手帳の交付を受けている必要はありません。

インターネットで
かんたん申請！



きゅーあーる よ と から そうしん
QRコード※を読み取り、空メールを送信してください。

ねっと あんない とど
NET119からご案内メールが届きます。

しょうさい ほーむぺーじ
詳細は、HPから
かくにん
ご確認ください。

新潟市消防局 NET119

検索

※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

にいがたし しょうぼうきょく しれいか
新潟市消防局 指令課

TEL 025-288-3270 FAX 025-288-3275
メール shirei.fb@city.niigata.lg.

ねっと りょう じぜんとうろく ひつよう NET119のご利用には、事前登録が必要です

インターネットでの申請か、窓口での申請（窓口：最寄りの消防署）のいずれかの方法で申請をお願いします。インターネットからの申請は下記の通りです。

step.1 から そうしん 空メールを送信する

右のQRコードを読み取り、空メールを送信してください。
※QRコードが読み取れない時は、下記のメールアドレスを宛先に直接入力し、送信してください。

空メール送信先アドレス : entry_15100@entry02.web119.info



step.2 にんしよう メールアドレス認証

空メール送信後、申請手続き案内のメールが届きます。メール本文からURLを開き、認証手続きを行います。

⚠ NET119から申請手続き案内のメールが届かなかった場合
迷惑メール対策の設定を行っていませんか？「web119.info」のドメインを受信許可リストに追加することで、NET119からメールを受け取ることができます。設定方法がご不明な方は、携帯電話ショップへお問い合わせください。



step.3 しんせいないよう にゅうりよく 申請内容の入力

メールアドレス認証手続きを行うと、再度NET119からメールが届きます。メール本文からURLを開き、申請内容を入力していきます。

step.4 しんせいかんりよう つうほうゆーあーるえる し 申請完了・通報URLのお知らせ

申請内容を入力し、申請後は消防側で申請内容の確認を行います。確認後、通報URLをメールで発行します。メールが届くまでしばらくお待ちください。（約1日～5日以内を目安にメールで連絡します）



step.5 がめん ついか ブックマーク・ホーム画面に追加する ※端末により画面が異なることがあります



とうろくかんりよう
登録完了！

ねっと つか かた
NET119の使い方を
れんしゅう
練習してみましょう。



スマートフォンの場合



携帯電話の場合



⚠ 「位置情報を取得できません」と表示された場合
ご利用端末の位置情報設定がOFFになっていると、通報画面が開きません。位置情報設定をONにしてから再度通報画面を開き直してください。

